

令和3年2月5日

神奈川県精神科病院協会会長 殿

神奈川県知事

緊急事態宣言延長に基づく協力要請について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年2月2日、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づく緊急事態宣言を3月7日まで延長したことを受け、本県では、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり改定し、現在の措置を延長することとしました。

引き続き飲食店等については、法第24条第9項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請します。

一方で、人が集まり飲食につながる可能性がある施設に対しては、特措法によらない、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)の協力をお願いいたします。この場合、法第45条第2項に基づく要請、同条第3項に基づく指示、同条第4項に基づく公表を行うことはありません。

その他、事業者の皆様への要請・働きかけとして、テレワークの推進等による出勤者数の7割削減をはじめ、「別紙」のとおりお願いさせていただきますので、貴団体におかれては、該当事項について引き続きご対応いただくようお願いいたします。

本県における新型コロナウイルスの新規感染者数は、1月中旬以降に減少傾向に転じましたが、依然として200人を超える数の新規感染者が毎日発生しており、医療提供体制の厳しい状況が継続しています。事業者の皆様とともに、県民の皆様命を守るために、県民総ぐるみでこの緊急事態を乗り切りたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課

精神保健医療グループ 最首、山口

電話 045 (210) 1111 内線 4729



知事メッセージ

1月7日、本県に緊急事態宣言が出されて以来、県民や事業者の皆さんには、外出自粛や時短要請などにご理解、ご協力をいただき、深く感謝します。

本県における新型コロナウイルスの新規感染者は、宣言発出時と比べて減少しているものの、医療提供体制の厳しい状況は継続しており、依然として予断を許さない状況です。

こうした中、本日、政府は本県に出していた緊急事態宣言を、3月7日まで延長する決定を行いました。

これを受け、県は、県民や事業者の皆さんに、生活に必要な場合を除く外出自粛の徹底、飲食店などに対する20時まで(酒類の提供は19時まで)の時短、イベントの開催制限などの要請について、3月7日まで延長します。特に、次の事項について、強くお願いします。

〔県民の皆さんへ〕

- 昼間の人出が減っていません。日中の繁華街への外出をはじめ、娯楽や式典の後の会食を控えるとともに、昼間のランチもデリバリーやテイクアウトを活用するなど、人との接触機会を減らす取組の徹底をお願いします。また、卒業旅行や謝恩会についても控えてください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 昼間の人移動を抑制するため、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務、時差出勤などの徹底をお願いします。県は、テレワークを導入するための支援策を用意しています。
- 従業員へ外出や会食の自粛のほか、職場内感染を防ぐため、昼食時間の分散化など、感染拡大防止の取組について、周知徹底をお願いします。
- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯へのご協力をお願いします。
- 飲食店の皆さんには、デリバリーやテイクアウトによる営業強化をお願いします。
- 時短要請に応じていただいた店舗には協力金を支給しますが、その際、感染防止対策取組書などの掲示を条件とします。

感染拡大が収まれば、いずれ、緊急事態宣言は解除になります。しかし、基本的な感染防止対策を徹底して継続しなければ、三たびの緊急事態宣言の発出といった事態になりかねません。

感染防止の急所といわれる飲食の場においては、今から、次の基本的な感染防止対策の実践をお願いします。

〔県民の皆さんへ〕

- 外食時には、「黙食（だまって）」「個食（ひとりで）」「マスク会食（会話するときはマスクをつけて）」

〔事業者の皆さんへ〕

- 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策

県は、引き続き、医療提供体制の確保に全力で取り組みます。また、保健所の業務負担を増やさないよう配慮しながら、高齢者施設の従事者等が定期的に検査を受けられる仕組みを早急に検討していきます。

さらに、県民や事業者の皆さんの様々な相談に応じるためのコールセンターによる相談体制を充実します。

皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、県民総ぐるみで、この緊急事態を乗り越えましょう。

令和3年2月2日

神奈川県知事 黒岩 祐治

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日制定

令和3年2月2日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～3月7日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」と

いう。)に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり要請する。
なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1月8日から1月11日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

[1月12日から3月7日までの間]

全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

- 上記要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を行う。

イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）の協力について働きかけを行う。

ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請については、必要に応じて検討する。

(3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、「別表3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

(4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

(5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

(6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。
- 鉄道事業者に対し、終電時間の繰り上げの前倒し等を要望する。

4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、2月8日以降は、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示を支給の条件に加える。

また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。

- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

6 緊急事態宣言の解除後を見据えた県の取組

- 緊急事態宣言の解除後、再び感染が拡大することを防ぐため、県民に対し、外食時の「黙食」「個食」「マスク会食」の徹底を呼びかける。
また、事業者に対し、店舗におけるアクリル板の設置等の飛沫対策の徹底を呼びかける。

7 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種 類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
遊興施設 等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種 類	施 設	働きかけの内容
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び別途国が通知する施設を除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館	
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）	

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

時 期	収容率	人数上限
1月8日～3月7日	50%以内	5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。

1 時短要請について

(令和3年3月7日までの間)

- 全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業
(酒類の提供は11時から19時まで)
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給。その際
2月8日以降は、感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)な
どの掲示が条件

2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について

- 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機
会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤
時の密を防ぐ取組の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の
呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食
自粛の周知

時 期	収容率	人数上限
3月7日まで	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他 (お願い事項)

- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯